

# よさこいケーブルネットインターネット接続サービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

よさこいケーブルネット株式会社（以下「当社」といいます）は、この有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいいます）の線路（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第2項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるよさこいケーブルネットインターネット接続サービス（以下「インターネット接続サービス」といいます）契約約款（以下「約款」といいます）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号以下「事業法」といいます）第31条第1項の規定に基づき総務大臣に届け出たインターネット接続サービスに係る料金表（以下「料金表」といいます）並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則（昭和60年総務省令第25号以下「事業法施行規則」といいます）第21条の2に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金により、インターネット接続サービスを提供します。

### 第2条（約款の変更）

当社は、事業法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は事業法の規定に基づき郵政大臣の認可を受けて、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 当社は、社会経済情勢の変化、サービス内容の拡充等に伴い、前項の規定に基づき料金表を改定することがあります。この場合、当社は契約者に対して遅くとも改定料金適用の1ヶ月前までに通知するものとします。なお、改定加入料は既契約者には適用しないものとします。

### 第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5. よさこいケーブルネットインターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネットサービス取扱所	(1) インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所。 (2) 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 契約者	当社と契約を締結している者
9. 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
11. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13. 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15. 技術基準	端末設備等規則（昭和60年総務省令第31号）で定める技術基準
16. 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 契約

### 第4条 (インターネット接続サービスの種類等)

契約には、料金表に規定する種類・種別・品目等があります。

### 第5条 (契約の単位)

当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

### 第6条 (最低利用期間)

インターネット接続サービスには、1年以内で当社が別に定める最低利用期間があります。

- 2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

### 第7条 (契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

### 第8条 (契約申込みの方法)

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの品目。
- (2) 契約者回線の終端とする場所。
- (3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項。

### 第9条 (契約申込みの承諾)

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 契約者回線を設置し、または保守をすることが技術上著しく困難なとき。

(2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金をその他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(4) インターネットサービスの申込者が第28条（利用停止）に該当するとき。または今後該当すると認められる相当の理由があるとき。

(5) 約約者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないとき。

#### **第10条（契約の成立）**

契約者があらかじめこの約款を承認し、第8条（契約申込みの方法）の規定に基づいて、契約の申込みを行った後、当社が第8条（契約申込みの承諾）の規定に基づいて承諾した時に成立するものとします。

#### **第11条（インターネット接続サービスの種類等の変更）**

契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類・種別・品目等の変更の請求をすることができます。

2. 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### **第12条（契約者回線の移転）**

契約者は、契約者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

2. 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3. 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

4. 第1項の変更に必要な工事は、当社または当社が指定した者が行います。

#### **第13条（インターネット接続サービスの利用の一時停止）**

契約者は、インターネット接続サービスの利用の一時停止を希望する場合は、当社にその旨文書で申し出るものとします。当社がこれを認めた場合は、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は無料とします。ただし、一時停止の期間は最長1年とします。

2. 前項の一時停止を行う場合は、電気通信回線設備の切り離しを実施するほか、端末接続装置を当社に返還していただきます。

#### **第14条 (その他の契約内容の変更)**

当社は、契約者から請求があったときは、第8条(契約申込みの方法)第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2. 前項の請求があったときは、当社は、第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### **第15条 (譲渡の禁止)**

契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

#### **第16条 (名義変更)**

次の場合において、当社所定の書面に、これを証明する書類を添えて申し出があり、当社がこれを認めた場合は契約者の名義変更を行うことができますものとします。

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の契約上の地位の相続又は承継があった場合。
- (2) 新契約者が旧契約者の設置場所において、当社のインターネット接続サービスを受けることについて旧契約者の権利義務を承継する場合。

2. 前項第2号の規定により名義を変更しようとするときは、新契約者は当社に料金表に規定する名義変更手数料を添えて申し出るものとします。

#### **第17条 (契約事項変更の届出)**

契約者は、住所、電話番号、サービス種別、支払方法等当社に届け出ている内容に変更が生じた場合は、当社所定の方法で当社に届け出いただきます。この場合、当社は第8条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取扱います。なお、その届出に際し、届出のあった事実を証明する書類を提示していただきます。

#### **第18条 (契約者が行う契約の解除)**

契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により解除希望日の14日以上前までに通知していただきます。

2. 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

#### **第19条 (当社が行う契約の解除)**

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1) 第28条(利用停止)の規定によりインターネット接続サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

- (2) 電気通信回線の地中化等、当社または契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
2. 第28条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
  3. 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
  4. 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

### **第3章 ユーザID及びパスワード**

#### **第20条（ユーザID及びパスワードの管理）**

当社は、契約の成立に伴い料金表の規定に基づいて、契約者にユーザIDとパスワードを付与します。なおパスワード発行後のパスワード変更については、当社所定の方法で変更できるものとします。

2. 契約者は、ユーザID及びパスワードを適切に管理していただきます。
3. 契約者は、ユーザID及びパスワードを第三者に利用させること、貸与、譲渡または売買することはできません。
4. ユーザID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤または第三者の不正使用に起因する損害は契約者に負っていただき、当社は責任を負いません。
5. 前項に該当する事実が判明した場合、契約者は当社に通知することとします。
6. 契約解除に伴い、契約者は当社にユーザIDを返還していただきます。
7. ユーザIDの登録後の変更については、当社が特に必要と認めた場合を除いて、変更できません。

### **第4章 付加機能**

#### **第21条（付加機能の提供等）**

当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

#### **第22条（付加機能の変更・解除）**

契約者は、付加機能の契約の変更または解除をしようとするときは、その旨を当社所定

の方法により申込むものとします。

2. 当社は契約が解除されたとき、付加機能の提供を終了します。

## 第5章 施設の区分

### 第23条（施設の区分）

当社または契約者の設備の区分は、次のとおりとします。

- (1) 当社センター側の電気通信回線設備から保安器の出力端子までは、当社施設とします。
- (2) 端末接続装置を除き、保安器の出力端子以降の施設（自営柱または地下埋設の管路等を含む）は契約者の施設とします。なお、契約者は機器等を設置又は移設する際の使用機器または工法等については、当社の指示に従っていただきます。

### 第24条（端末接続装置の提供等）

当社は、契約者に契約内容に応じて、端末接続装置を貸与します。

2. 契約者は、端末接続装置を動作させるために必要な費用を負担するものとします。
3. 契約者は、端末接続装置を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用するものとします。
4. 契約者は、次の各号の行為はできません。万一、契約者が違反した場合、当社は契約の解除及び損害金を請求する権利を有します。
  - (1) 本来の用法によらない方法で、当社のインターネット接続サービスを不正に使用したり、使用しようとする事。
  - (2) 当社の承認を得ずに、端末接続装置を定められた場所から移動したり、接続変更すること。
  - (3) 端末接続装置を分解したり、変更を加えること。
5. 契約者は、端末接続装置の性能、機能が不完全である場合を除き端末接続装置の交換は要求できないものとします。
6. 当社は、端末接続装置が老朽化または性能が劣化した場合、当社の判断により端末接続装置を取り替え、または改修する事ができるものとし、契約者はこれに協力するものとします。
7. 契約者は、契約者の故意、過失、又は第三者による端末接続装置の損傷、紛失等があった場合、直ちに当社に申し出るものとします。なおその際に発生した、調査、修理、復旧等の費用については、契約者が支払うものとします。
8. 契約者は契約が終了したときは、端末接続装置を当社に返還するものとします。

## 第6章 回線相互接続

### 第25条 (回線相互接続の請求)

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

2. 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

### 第26条 (回線相互接続の変更・廃止)

契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2. 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

## 第7章 利用中止及び利用停止

### 第27条 (利用中止)

当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2) 第29条(利用の制限)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

(3) 他の電気通信業者の電気通信サービスに障害が生じ、インターネット接続サービスの提供が困難

になったとき。

2. 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
3. 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第28条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとな

ったものに限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)
- (2) 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) 第46条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (4) 事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- (6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与える恐れのある行為を行ったとき。

2. 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用の停止をする日及び期間を契約者に通知します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

## **第8章 利用の制限**

### **第29条 (利用の制限)**

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信、若しくは電力の供給確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

2. 通信が著しく輻輳したとき、または情報量が事前に設定された記憶装置の記憶容量を超えた場合は、通信が相手先に着信しないことや、その情報が失われることがあります。
3. インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

## 第9章 料金等

### 第1節 料金

#### 第30条 (料金の適用)

当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入料、利用料、端末接続装置使用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。

2. 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

### 第2節 料金の支払義務

#### 第31条 (利用料等の支払い義務)

契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時停止等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

- (1) 利用の一時停止をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）。

上その状態が連続したとき。	
2 当社の故意又は重大な過失によりそのインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等
3 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等

3. 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

### 第32条 (加入料の支払義務)

契約者は、第7条(契約申込みの方法)の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払いを要します。

2. 加入料は、契約の成立後は契約者に返還いたしません。

### 第33条 (手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

### 第34条 (工事に関する費用の支払義務)

契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第3節 割増金及び延滞利息

#### 第35条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

#### 第36条 (延滞利息)

契約者は、料金その他債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

### 第4節 端数処理

#### 第37条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第38条 (消費税等)

契約者が当社に対しインターネット接続サービスに係る料金を支払う場合、支払う額は別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

## 第10章 保守

#### 第39条 (当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年総務省令第30号）に適合するよう維持します。

#### 第40条 (契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備、並びに自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

#### 第41条 (設備の修理または復旧)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理または復旧します。

#### 第42条 (契約者の切分け責任)

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2. 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者のお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

### 第11章 損害賠償

#### 第43条 (責任の制限)

当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社はインターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月）1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとしま

す。)の前6料金月の1日あたりの平均利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3. 当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、第2項の規定は適用しません。

#### **第44条 (免責)**

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2. インターネット接続サービスが全く利用できない状態となった場合、電気通信設備上の記憶装置に、契約者が保存または一時保存した契約者固有の情報が、滅失またはき損した場合でも、当社は、その復元または損害賠償の責任を負いません。
3. 当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態となることによって、契約者が被る取引上の損害について賠償の責任を負いません。
4. 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
5. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
6. 当社は、当社が貸与する端末接続装置を除き、契約者が使用する機器、ソフトウェア等の動作保証はしません。
7. 当社は、登録または提供された情報が契約により事前に設定された記憶装置の記憶容量を超えたとき、事前に契約者への通知を行うことなく当該情報を削除することがあります。この場合、当社は削除したこと又は削除しなかったことにより、契約者もしくは第三者に生じた損害に対しての責任を負いません。

### **第12章 雑則**

#### **第45条 (承諾の限界)**

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払を現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務

の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第46条 (利用に係る契約者の義務)

- 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
2. 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
  3. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
  4. 契約者は、故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
  5. 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
  6. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
  7. 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
  8. 契約者は、インターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行わないものとします。
    - (1) 他人の知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
    - (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
    - (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為。
    - (4) 脅迫的な行為、民族的・人種的差別につながる行為。
    - (5) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為。

- (6) わいせつ、児童ポルノ、猥雑若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- (7) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等。）。
- (8) 光ネットサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
- (9) 他人になりすましてインターネット接続サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。）。
- (10) 他の契約者等の個人情報を収集又は蓄積する行為。
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (13) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。
- (15) 継続的に大量のトラフィックを送受信し、当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為。
- (21) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (22) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。
- (23) インターネット接続ネットサービスの一部または全部を第三者（同一契約者回線

等を使用する同居の家族等は除きます)に利用させたり、転貸する行為。

(24) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為。

(25) その他、当社が不適切と判断する行為。

(26) インターネット接続サービスの運営を妨げる行為。

9. 契約者は、電気通信設備上の記憶装置に、契約者固有の情報を保存または一時保存する場合、あらかじめその複製を別途保存する等の手段を講じていただきます。
10. インターネット接続サービスが全く利用できない状態となった場合、契約者が必要と認めるときは、速やかに他の通信回線を利用する等の回避手段を講じていただきます。

#### **第47条 (契約者からの電気の提供)**

当社がこの契約に基づき設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供することとなります。

#### **第48条 (相互接続事業者のインターネット接続サービス)**

契約者は、当社と契約する事により別表3の当社の相互接続事業者のインターネット接続サービスの利用契約も締結していただきます。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2. 当社インターネット接続サービスの契約解除があった時に、その解除に伴い前項で締結した利用契約も解除することとなります。

#### **第49条 (秘密保持)**

当社は、インターネット接続サービスの提供に関連して知り得た契約者の秘密情報を、契約者の承認なしに第三者に漏洩しないものとします。ただし、インターネット接続サービスを提供するために必要となる場合、および裁判所の発行する令状に基づく開示はこの限りではないものとします。

#### **第50条 (技術的事項及び技術資料の閲覧)**

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

#### **第51条 (サービス提供区域)**

当社のインターネットサービスは、別記に定める提供区域において提供します。ただし技術的理由等によりサービスの提供が困難な場合はサービス提供区域外とします。

- 2 当社が提供する光ネットサービスの範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信

設備に係る通信の品質を保証しません。

#### 第52条 (閲覧)

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### 第53条 (定めなき事項)

この約款に定めてない事項あるいは疑義が生じた事項について当社及び契約者は、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

#### 第54条 (裁判管轄)

この約款に定める事項に関する訴訟については、当社の住所地の管轄裁判所とします。

### 別表及び附則

#### 別表1 よさこいケーブルネットインターネット接続サービスにおける基本的な技術的事項

品目	インターフェイス条件
100M	IEEE802.3 準拠 100BASE-TX または 10BASE-T (ISO 8877 準拠 RJ-45 8ピンモジュラーコネクタ)
15M	
3M	
1M	

#### 別表2 相互接続事業者

事業者名	接続サービス
四国情報通信ネットワーク株式会社	STCNスタンダードサービス

### 附則

(実施期日) \_

本約款は、平成 26年 4月 1日から施行します。

2. 当社は、特に必要がある場合、この約款に特約を付することができるものとします。

## 別 記

### 料金表

インターネットサービス利用料金

コース名	最大受信速度	最大送信速度	月額利用料金
100M	100Mbps	1Mbps	5,500円（税別）
15M	15Mbps	1Mbps	4,500円（税別）
3M	3Mbps	256Kbps	3,700円（税別）
1M	1Mbps	128Kbps	1,900円（税別）

### サービス提供区域

同軸インターネットサービス	須崎市の一部、土佐市
光インターネットサービス	須崎市の一部

\*詳しいエリアについてはお問い合わせください。